

○市街地再開発事業等補助要領

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成6年6月23日 建設省住街発第63号 建設省住宅局長通知</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 誘導施設を含む医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業 ・ (略) ○ 連携生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施 	<p style="text-align: right;">平成6年6月23日 建設省住街発第63号 建設省住宅局長通知</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 誘導施設を含む医療、社会福祉、<u>商業</u>、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業 ・ (略) ○ 連携生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施

改正案	現行
<p>設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合の事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が500平方メートル以上の医療施設及び敷地に接する道路の中心線以内の面積が300平方メートル以上の社会福祉施設・教育文化施設を整備する事業に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が500平方メートル以下の医療施設・地域交流センターを整備する事業に限る。） ・ （略） ○ （略） <p>（注6）～（注7） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる市街地再開発事業等で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から1年以内 <u>（平成二十八年熊本地震の被災地において平成二十八年熊本地震に関連して実施される事業に係るものについては平成30年3月31日まで）</u> に国の補助金の交付申請があったときに限り、前各項の規定において「1/3 以内」とあるのは「2/5 以内」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>第6～第16 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p><u>附則</u></p>	<p>設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合の事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が500平方メートル以上の医療施設・<u>商業施設</u>及び敷地に接する道路の中心線以内の面積が300平方メートル以上の社会福祉施設・教育文化施設を整備する事業に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が500平方メートル以下の医療施設・<u>商業施設</u>・地域交流センターを整備する事業に限る。） ・ （略） ○ （略） <p>（注6）～（注7） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる市街地再開発事業等で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から1年以内に国の補助金の交付申請があったときに限り、前各項の規定において「1/3 以内」とあるのは「2/5 以内」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>第6～第16 （略）</p> <p>附則 （略）</p>

改正案	現行
<p><u>第1 施行期日</u> <u>改正後の要項は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2 経過措置</u> <u>本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p>	